

徳島県子ども・子育て支援事業支援計画
(骨子案)

平成26年7月

徳 島 県

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- 本県では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んできたところ。
- 平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。
- この子ども・子育て支援新制度は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするもの。
- 市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。
- 県は、「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずる。

2 計画の性格

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第62条第1項の規定に基づき策定されたものである。
- 本計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて策定されたものである。
- 本計画は、新たな「徳島はぐくみプラン」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図るものである。

3 計画の期間（※任意記載事項）

- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第2章 基本理念と取組み方針（※任意記載事項）

1 計画の基本理念

- 我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

2 計画の基本目標

（1）安心して子どもを産み育てることができる社会の実現

共働き世帯の増加や核家族化の進行、労働形態の変化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、全ての人が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子

どもを産み育てることができる社会の実現を目指す。

(2) 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる。

(3) 全ての子どもの健やかな育ちを確保

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に、健やかな育ちを確保する。

(4) 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障する。

(5) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな成長を保障するため、妊娠・出産期における妊産婦の健康の悩みや育児への不安解消に向けた支援を含む切れ目のない支援を行う。

(6) 関係機関の連携した取組み

県、市町村、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働して地域の子育て支援に取り組む。

3 計画を推進する上での重点課題

(1) 待機児童の早期解消

東部地域を中心として保育所の待機児童が依然発生しており、潜在的保育ニーズを踏まえた提供体制を整備することにより待機児童の早期解消を図る。

(2) 過疎地域等における子育て支援サービスの充実

過疎地域における急速な少子化の進行を防ぐためには、子どもを産み育てやすい環境を整備することが急務である。

現在、過疎地域等においては、ニーズがありながらも、きめ細かな子育て支援サービスが受けられない状況があることから、全ての子どもや子育て家庭が等しく子育て支援サービスを受けることができるよう、過疎地域等における子育て支援サービスの充実を図る。

(3) 保育士等の人材確保と資質向上

少子化が進行する中においても、本県における子育て支援ニーズは増加傾向にあり、今後、子ども・子育て支援新制度の本格施行により、地域のニーズに応じた子育て支援サービスを質・量ともに充実させていくため、子育て支援に従事する保育士等の人材確保と資質の向上を積極的に推進する。

第3章 計画の推進体制と点検・評価

1 計画の推進体制

- 本計画の策定に当たっては、県と市町村との連携及び関係部局間の連携を図りながら検討を進めたものである。
- 本計画は、子ども・子育て支援法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を反映させたものである。
- 本計画の推進に当たっては、県の部局横断的な推進体制である「徳島県少子化社会対策推進会議」を通じて関係部局間の緊密な連携を確保し、総合的な推進を図る。

2 計画の達成状況の点検及び評価（※任意記載事項）

- 各年度において、計画の達成状況を点検・評価し、結果を公表する。

具体的な手続き等について、国からの通知等を踏まえ記載する。

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定（※必須記載事項）

1 県区域設定の趣旨

- 子ども・子育て支援法第62条第2項第1号の規定及び基本指針に基づき設定する。
- 県が定める教育・保育の提供圏域は、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる。
- 教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて定める。

2 県区域設定の基本的考え方

- 市町村が定める教育・保育提供区域を勘案する。
- 隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえる。
- 認定区分ごとに、需給調整、広域調整への影響を勘案する。

3 県区域設定の内容

区分	区域の設定	設定の考え方
1号認定 (3~5歳、学校教育のみ)		
2号認定 (3~5歳、保育の必要あり)		
3号認定 (0~2歳、保育の必要あり)		

第2節 教育・保育の提供体制の確保（※必須記載事項）

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方

量の見込みの算出方法等について記載する。

2 各年度における教育・保育等の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

県区域ごとに、各年度における教育・保育等の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保、その実施時期の3項目を掲載した表を作成する。

区分	平成27年度(1年目)				平成28年度(2年目)				平成29年度(3年目)			
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
	3~5歳 学校教育 のみ	3~5歳 保育の必要 あり	1~2歳 保育の必要 あり	0歳 保育の必要 あり	3~5歳 学校教育 のみ	3~5歳 保育の必要 あり	1~2歳 保育の必要 あり	0歳 保育の必要 あり	3~5歳 学校教育 のみ	3~5歳 保育の必要 あり	1~2歳 保育の必要 あり	0歳 保育の必要 あり
量の見込み	必要利用定員数 ①	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
確保の内容	教育・保育施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	地域型保育事業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	小計 ②	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
差引(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※教育・保育施設とは、認定こども園・幼稚園・保育所のこと。

※地域型保育事業とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のこと。

区分	平成30年度(4年目)				平成31年度(5年目)			
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定
	3~5歳 学校教育 のみ	3~5歳 保育の必要 あり	1~2歳 保育の必要 あり	0歳 保育の必要 あり	3~5歳 学校教育 のみ	3~5歳 保育の必要 あり	1~2歳 保育の必要 あり	0歳 保育の必要 あり
量の見込み	必要利用定員数 ①	人	人	人	人	人	人	人
確保の内容	教育・保育施設	人	人	人	人	人	人	人
	地域型保育事業	人	人	人	人	人	人	人
	小計 ②	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
差引(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方

量の見込みの算出方法等について記載する。

2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各事業ごとの年度ごとの必要量の見込みと提供体制の確保、その実施時期について記載する。

(地域子ども・子育て支援事業)

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保（※必須記載事項）

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく。
- 全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供する。
- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる。

2 認定こども園の普及に関する基本的考え方

- 県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進していく。
- 特に、「幼保連携型認定こども園」については、子ども・子育て支援新制度におい

て、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ、単一の施設とし、給付と財源が一元化されたところであり、本県においてもそのメリットを最大限に活用していく。

- 少子化が進行する過疎地域においては、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあることから、集団保育を維持するとともに、より質の高い教育・保育を実施するための方策として、認定こども園への移行を推進する。
- 一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動搖を与えないようにする等の配慮を行う。
- 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫を行う。
- 認定こども園に移行する際、従来の幼稚園及び保育所における保護者の交流や研修、教員等との連携が維持されるよう十分な配慮を行う。

3 認定こども園の目標設置数、設置時期

計画期間における認定こども園の目標設置数、設置時期を記載する。

4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

- (1) 財政的支援
 - 施設整備に対する支援
 - 施設運営費に対する支援
 - 幼稚園教員免許、保育士資格取得のための支援
- (2) 人的支援
 - 市町村、事業者への情報提供、相談支援

5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

具体的な連携策を検討の上記載する。

6 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

- 「徳島県幼児教育振興アクションプラン」の推進
 - ・認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続を図るため、小学校教育との連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進する。
- 「幼小中連携推進事業～学びのかけ橋プロジェクト～」の推進
 - ・幼・小・中の教職員の相互交流により、連携を強化するとともに、円滑な接続方法

について研究し、その成果を県内に普及させる。

第5節 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上（※必須記載事項）

1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策

(1) 必要見込み数

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数を記載する。

(2) 確保方策

- 保育人材の確保
 - ・処遇改善
 - ・勤務条件の改善
 - ・働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できる職場環境の実現
 - ・潜在保育士の再就職等の支援（マッチング強化、研修等）
 - ・保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）
 - ・学生へのPR他
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等

2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策

具体的な確保方策について記載する。

3 資質向上策

- 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる研修等の実施
保育教諭、幼稚園教諭、保育士、その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業に従事する者等を対象とした研修
- 認定こども園、幼稚園及び保育所の相互連携による研修の実施
- 研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画の作成、研修受講者の記録の管理
- 研修を受講しやすい職場環境や勤務体制の改善

4 「子育て支援員（仮称）」の認証のための研修実施

具体的な研修方法等について、国からの通知等を踏まえ記載する。

5 「放課後児童支援員」となるための研修実施

具体的な研修方法等について、国からの通知等を踏まえ記載する。

第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（※必須記載事項）

1 児童虐待防止対策の充実

以下の項目について、県の実施内容を記載する。

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる。

また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実させる。

- (1) こども女性相談センター（児童相談所）の体制の強化
- (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- (3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備
- (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

2 社会的養護体制の充実

以下の項目について、県の実施内容を記載する。

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の潜在的な需要にも対応するため、質・量ともに充実を図り、できる限り家庭的な養育環境の整備を促進する。

- (1) 家庭的養護の推進
- (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援及び地域支援の充実
- (5) 子どもの権利擁護の推進

3 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

以下の項目について、県の実施内容を記載する。

母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、これに即して県が策定するひとり親家庭等自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として、総合的な自立支援を推進する。

- (1) 子育て・生活支援策
- (2) 就業支援策
- (3) 養育費の確保策
- (4) 経済的支援策

4 障がい児施策の充実

以下の項目について、県の実施内容を記載する。

障がい児等特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、県が専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障がいに応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供するほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組みを進める。

- (1) 地域の実情を踏まえた障がい児福祉サービスの充実
- (2) 発達障がい児に対する支援体制の整備

第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（※任意記載事項）

以下の項目について、県の実施内容を記載する。

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
- 仕事と生活の調和及び子ども・子育て支援策に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等
- 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣
- 仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- 融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から認定こども園や保育所の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表（※任意記載事項）

第1節 広域調整

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 広域調整の基本的考え方

- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利状況」+「利用希望」を把握し、その結果を踏まえて、市町村計画を策定。（法第6

1 条)

- 住民の利用希望の把握は、基礎自治体である市町村の役割であり、県計画は、市町村計画を積み上げたものが基本となるが、県は、広域自治体として広域調整を担う。
(法第61条第9項)
- 市町村計画の策定にあたって、市町村の区域を超えた教育・保育等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行う。
- 県は、市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、広域調整を行う。
- 県境で広域調整が必要となる場合、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行う。

(2) 広域調整の手続き等

- 市町村間の調整の具体的手続き等
- 県による調整の具体的手続き等

具体的な手続き等について、国からの通知等を踏まえ記載する。

2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

- 市町村長は、市町村区域を超えた広域利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、あらかじめ、県知事に協議を行う。
- 県は、県計画に定める当該利用定員に係る特定教育・保育施設が所在する県設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ、市町村との協議を行う。

第2節 教育・保育情報の公表

1 教育・保育情報の公表の実施方法等

- 教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者は、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告する。(子ども・子育て支援法第58条第1項)。
- 県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表する。(同法第58条第2項)。

具体的な公表方法等について、国からの通知等を踏まえ記載する。